

「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」に基づく

再生可能エネルギー電気供給拡大 計画書および報告書 作成マニュアル

令和7年4月
滋賀県

目 次

【本編】

1. 制度制定の背景	3
2. 制度の対象	3
3. 提出の根拠	3
4. 手続きの流れ	4
5. 計画書・報告書の提出	5
6. 計画書・報告書の作成	6
7. その他(よくある質問)	11

<関係法令にかかる名称の記載について>

このマニュアルで使用する関係法令は、次のとおり略して記載している場合があります。

「FIT法」:電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)

「温対法」:地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

「条例」:滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)

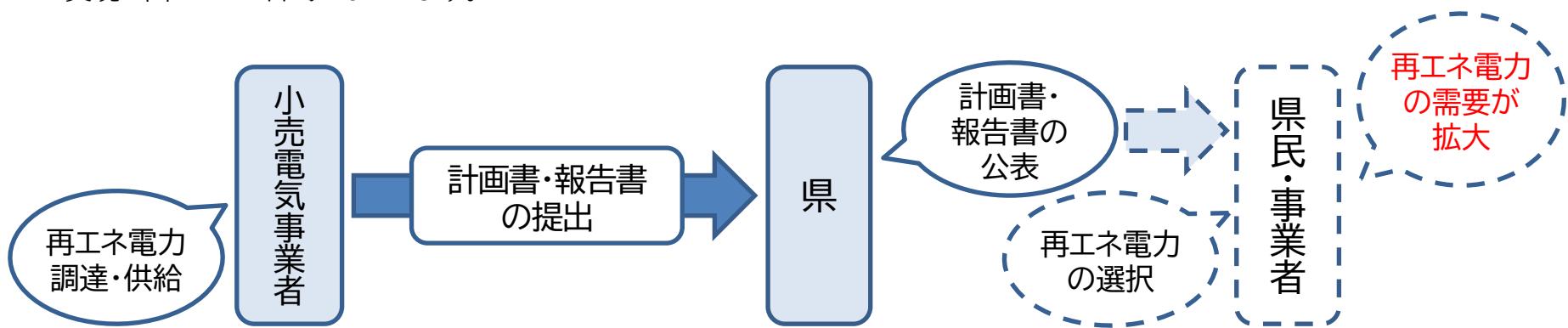
「規則」:滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則(令和4年滋賀県規則第10号)

「指針」:CO₂ネットゼロ社会づくり指針(滋賀県告示第125号)

1. 制度制定の背景

2016年4月より電気の小売全面自由化が始まり、電気の小売供給事業を始める事業者が増加しました。また、世界的な脱炭素化の潮流等も相まって、発電時に発生する二酸化炭素排出量の違いによる様々な環境的価値を付加した電気供給プランが誕生しました。特に、近年、世界的企業を中心に、サプライチェーン全体でRE100(Renewable Energy(再生可能エネルギー)100%)を進める動きもあり、本県においても、再生可能エネルギー由来の電気の調達を進める企業や公共施設が広がってきています。

滋賀県では、2050年県域からの温室効果ガス排出量実質ゼロ、産業の持続的な成長、社会のレジリエンスの向上などの観点から「CO₂ネットゼロ社会づくり」を進めており、本制度は、県内に供給される「電気のCO₂ネットゼロ化」と需要家(県民・事業者)による「再エネ電気の利活用」を促すことで、再生可能エネルギーの利活用拡大やエネルギーの地産地消につなげ、もって「CO₂ネットゼロ」の実現を図ることを目的にしています。



2. 制度の対象

滋賀県内に電気を供給する「小売電気事業者」※)が対象です。

※) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者

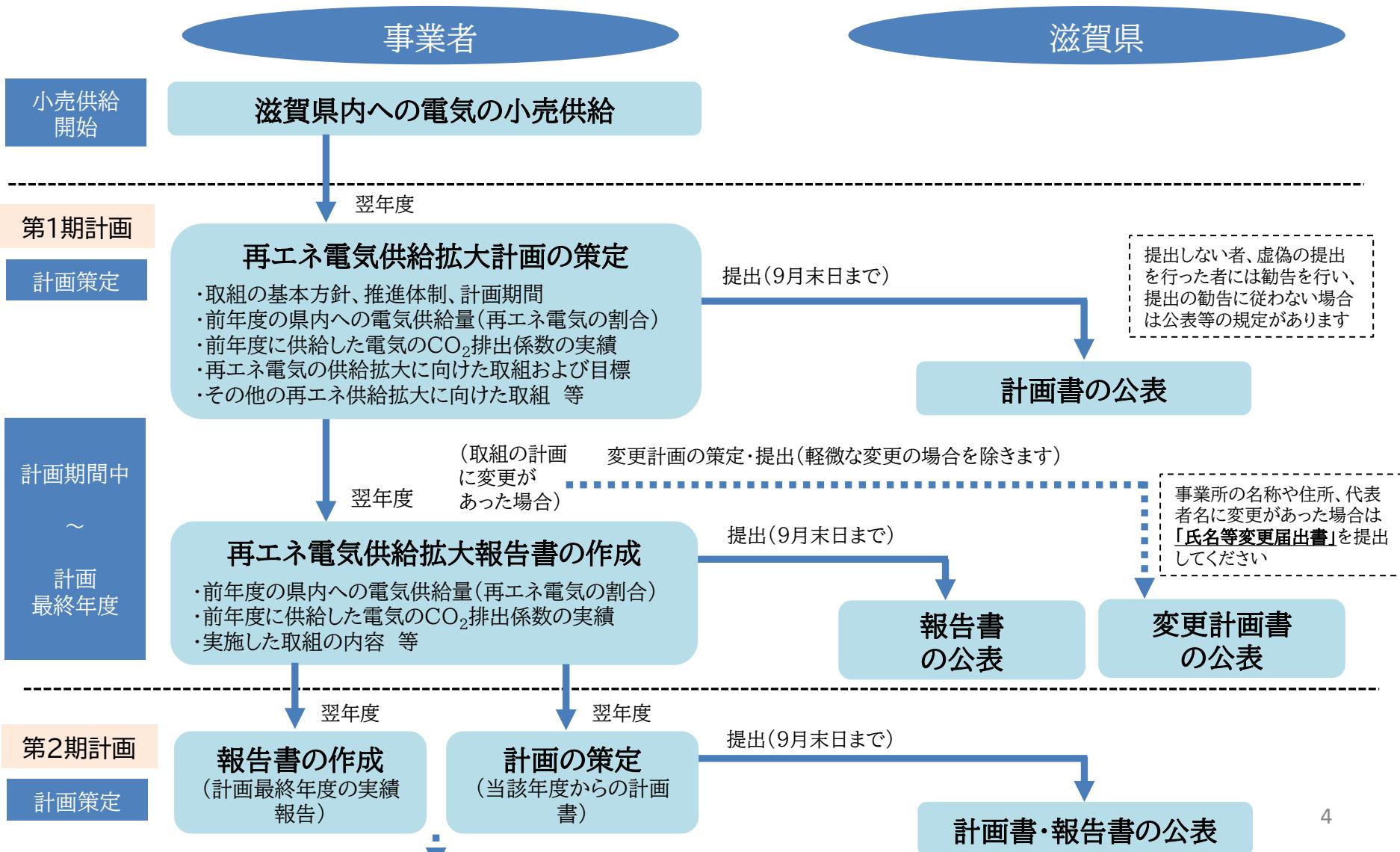
(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者を含む)

3. 提出の根拠

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)第51条、第52条

4. 手続きの流れ

滋賀県内に電気を小売供給している小売電気事業者は、小売供給を開始した翌年度の**9月末日まで**に「再生可能エネルギー電気供給拡大計画書」を提出してください。また、計画書に定めた措置の実施状況等について、計画を提出した翌年度以降、4月1日から9月末日までの間に「再生可能エネルギー電気供給拡大報告書」を提出してください。



5. 計画書・報告書の提出

提出先

計画書および報告書の提出は、以下の窓口に、**原則としてエクセルファイルのまま、メールで送付**してください。
なお、メールでの提出が困難な場合は、しがネット受付サービスや郵送等でも提出いただけます。

提出先	住所およびメールアドレス	電話番号
滋賀県 総合企画部 CO ₂ ネットゼロ推進課	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 cg00@pref.shiga.lg.jp	077-528-3090

提出する書類

計画書および報告書の提出の際には、それぞれ以下の様式を作成してください。公表対象となる様式への記入に当たっては、個人情報などが含まれないように注意してください。規則に定める様式以外は標準様式としています。標準様式については、条例に定める項目の記載があれば、必ずしもこの様式でなくても結構です。

提出書類	計画書	報告書
公表対象	規則別記様式第6号(表紙) 事業者に関する事項、計画期間	規則別記様式第6号(表紙) 事業者に関する事項、報告対象年度
	標準様式第4号(第1面) 基本方針、推進体制、これまでの取組実績	標準様式第4号(第1面) 基本方針、推進体制、これまでの取組実績
	標準様式第4号(第2面) 提出前年度の電気の小売供給量、再エネ電気の供給量、再エネ電気の供給拡大に向けた目標と取組	標準様式第4号(第2面) 提出前年度の電気の小売供給量、再エネ電気の供給量、再エネ電気の供給拡大に向けた取組の実績
	標準様式第4号(第3面) その他の取組、提出前年度のCO ₂ 排出係数の実績・目標、排出係数の低減に向けた取組	標準様式第4号(第3面) その他の取組の実績、提出前年度のCO ₂ 排出係数の実績、排出係数の低減に向けた取組の実績
非公表	標準様式第4号(別紙) 電気の小売供給量の内訳、担当者連絡先	標準様式第4号(別紙) 電気の小売供給量の内訳、担当者連絡先

6. 計画書・報告書の作成

計画書および報告書は、規則別記様式第6号および標準様式第4号(第1面～第3面、別紙)に記入してください。

記入例	公表対象
表式第6号（第23条、第24条、第27条関係）	
再生可能エネルギー電気供給拡大（計画・変更計画・報告）書	
（宛先） 滋賀県知事	
提出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都江東区東陽〇丁目〇一〇 氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名） 〇〇株式会社 代表取締役 △△ △△	
滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例 第51条第3項において準用する同条例第25条第3項 第52条第1項 第51条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項の規定に基づき、再生可能エネルギー供給拡大 計画を策定（変更）報告書を作成したので、提出します。	
1 事業者に関する事項	
事業者の氏名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)	〇〇株式会社 代表取締役 △△ △△
事業者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	東京都江東区東陽〇丁目〇一〇
自社発電設備	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
県内における発電設備	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2 計画期間（および報告対象年度）	
計画期間	開始年度 令和7 年度 終了年度 令和12 年度
報告対象年度	年度
3 計画の（内容・実施状況）	
計画の（内容・実施状況）	別添のとおり
注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とします。	

- 【日付】
○ 記入漏れが多いので忘れずにご記入ください。
- 【提出者】
○ 法人の場合は、事業者の名称、代表者の氏名および本社等の所在地を記入してください。
記入漏れが多いので忘れずにご記入ください。
○ 押印は不要です。
- 【提出の根拠】
○ 作成する書類に応じて、欄外のチェック欄を選択してください。
・計画書：「条例第51条第3項において準用する同条例第25条第3項」
・変更計画書：「条例第51条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項」
・報告書：「第52条第1項」
選択箇所に応じて、根拠条項が表示されるようになっております。
- 【事業者の氏名、住所】
○ 法人の場合は、事業者の名称、代表者の氏名および本社等の所在地を記入してください。
- 【自社発電設備の有無、県内における発電設備の有無】
○ 該当する方にチェックを入れてください。
- 【計画期間】
○ 取組の「基本的な方針」や「目標」を勘案し、5年程度の計画期間としてください。
報告書作成時は計画書に記載した計画期間を記入してください。
- 【報告対象年度】
○ 報告書の提出時に記入してください（計画書の作成時には記入不要です）。

■ 標準様式第4号(第1面)

記入例

公表対象

標準様式第4号

(第1面)

1 再生可能エネルギー供給拡大に向けた基本的な方針

■ 基本方針

2050年CO₂ネットゼロに向け、再エネ等を主軸としたエネルギーの供給拡大により、気候変動対策の推進と自然環境保全、持続可能な地域づくりに貢献します。

■ 基本方針を推進するためのプロジェクト

- (1)供給する電気の二酸化炭素排出係数の低減
- (2)地域への再生可能エネルギー(電気・熱)の供給拡大
- (3)事業活動に伴うエネルギー使用量の低減

2 再生可能エネルギー供給拡大を図るための推進体制

・担当部署(〇〇課)を設置し、2030年までの電力調達および供給拡大ビジョンを定め、計画的に供給する電気の排出係数の低減を進めるとともに、需要家向けに「RE100電力プラン」の提供や調達電力の電源構成の開示等を進めている。

3 これまでに取り組んできた再生可能エネルギー供給拡大を図るため等の取組

- ・ホームページにおいて調達電力の電源構成を開示している。
- ・「RE100電力プラン」、「電気自動車充電向きプラン」など特長的な契約プランを提供している。
- ・一般家庭向けの料金単価を5段階まで細分化し、電力使用量が増えるほど割高にするとともに使用量(使用金額)を見える化することで、省エネ意識の定着を進めている。
- ・営業の際に、エネルギー管理システム(HEMS、BEMS等)、再エネ設備、蓄電池等を導入するメリットを併せて紹介するなど、電力の地産地消に向けた取組を後押ししている。
- ・ESCO事業やPPAモデル(電力販売契約モデル)など、初期費用が抑えられる省エネ再エネメニューを提供している。

◎ 計画策定時に記入いただきます。

◎ 報告書作成の際は、計画策定時と同じものを添付してください。その際、軽微な変更は、赤字にするなど変更箇所が解るようにしてください。

【基本的な方針】

○ 再生可能エネルギー供給拡大等に向けた基本的な取組の方針として、以下の観点から記入してください。グループ会社全体での取組方針を記載いただいても結構です。

- ・再エネ発電設備の導入
- ・再エネを効率的自立的に利用するための設備の導入
- ・再エネ(電気、熱)や未利用エネルギーの調達
- ・エネルギーの地産地消に向けた取組
- ・供給電気の二酸化炭素排出係数の低減に向けた取組
- ・需要家に対する取組 など

【推進体制】

○ 計画に基づく取組を推進するための体制を記入してください。グループ会社全体での取組方針を記載いただいても結構です。

○ 推進体制は文章で記載いただいても、図示いただいても、どちらでも構いませんが、この推進体制は公表対象になりますので、個人名等は記入しないでください。

※ 体制図など、この欄に記入しきれない等の場合は、当該項目の欄に「別添のとおり」と記入し、別紙として任意の様式を添付することも可能です(この場合、別紙は非公表とします)。

【これまでに取り組んできた取組】

○ 過去に実施してきた取組の実績として、以下の観点から記入してください。グループ会社全体での取組でも結構です。

- ・再エネ発電設備の導入
- ・再エネを効率的自立的に利用するための設備の導入
- ・再エネ(電気、熱)や未利用エネルギーの調達
- ・エネルギーの地産地消に向けた取組
- ・供給電気の二酸化炭素排出係数の低減に向けた取組
- ・需要家に対する取組 など

■ 標準様式第4号(第2面)

記入例

公表対象

(第2面)

4 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための取組および目標 (1) 県内への電気の小売供給量の実績

	小売供給した電気の電力量(単位:MWh)					
	実績					
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
県内への電気の小売供給量(A)	4,554					
(特記事項)						

(2) 県内への再エネ電気の小売供給量およびその拡大を図るための目標

	小売供給した再エネ電気の電力量(単位:MWh)						
	実績						目標
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
電力供給量(A)に占める再生可能エネルギー電気の供給量(B)	3,591						
上記のうちFIT電気(B')	2,645						
再生可能エネルギー電気の供給率(B)/(A)	79%						85%
上記のうちFIT電気の割合(B')/(A)	58%						70%
(特記事項)	当社はグループ会社全体で、2050年位供給する電気のゼロカーボン化を目指しており、その目標をベースにした全国での取組目標として設定しています。 滋賀県内においても全国での取組の一環として供給する電気のゼロカーボン化を進めます。						

(3) 上記の目標を達成するための措置およびその実績

	取組の内容	実施結果
1	再エネ由来の発電電力の調達を進めます。 【実施期間:R7年度～、目標R12年度に調達電力の50%以上】	
2	県内で屋根置き太陽光発電の設置を促すことで、県内産電気の調達と供給を進めます。 【実施期間:R7年度～、目標:R12年度までに屋根置き太陽光の設置0.8万kw】	
3		
4		
5		

◎ 「黄色セル」は計画策定時に、「水色セル」は報告書作成時に記入いただきます。

◎ 報告書作成時は、「黄色セル」には計画策定時と同じものを添付してください。その際、軽微な変更は、赤字にするなど変更箇所が解るようにしてください。

【電気の小売供給量の実績(A)】

- 提出前年度の県内への電気の小売供給量の実績を(別紙から転記して)記入してください。
- 県内への販売量のみが報告の対象です。
- 特記事項の欄は、必要に応じて使用してください。
- 年度の欄は計画期間に応じて変えてください。

【再エネ電気の供給量の実績・目標】

- 上記で記載いただいた、県内への電力供給量(A)のうち、再生可能エネルギー電気の供給量を記入してください。
- また、そのうちFIT電気の供給量を記入してください。
- 「再エネ電気の供給率」、「FIT電気の割合」は自動計算です。
計画策定時に、目標を忘れずに記入してください。
- 数値での目標設定が困難な場合、特記事項欄に文章で定性的な目標を記入し、目標欄は空欄でも差し支えありません。

※ FIT電気とは、FIT法第8条第1項に規定する交付金の交付を受けて小売電気事業者が調達した同法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー電気をいいます。

「再生可能エネルギー電気の供給量(B)」には以下が含まれます。

- ・自社等の再エネ設備で発電した電気の量(または電力相当分の量)
- ・再エネ設備で発電された電気の購入量(または電力相当分の量)
- ・グリーン電力の購入量
- ・非化石証書の購入量

【目標達成のための措置・実績】

- 設定した目標の達成に向け、具体的に取り組む内容を記入してください。
- 出来る限り、実施のスケジュールや各取組の目標となる数値も記入するようしてください。
- 「実施結果」は報告書作成時に記入してください。

■ 標準様式第4号(第3面)

記入例

公表対象

(第3面)

(4) その他の再エネ供給拡大に向けた取組

取組項目	取組の内容	実施結果
再生可能エネルギーの県内からの調達および供給の拡大	県内由來のFIT太陽光電力の買い取りを行い、県内への供給を進めます。	
RE100に対応した電気の県内への供給	RE100に対応した電気の供給契約プランを既に準備しております。引き続き、供給を進めます。	
未利用エネルギーの活用拡大	・廃棄物発電からの電気を積極的に調達します。 ・コジェネ由來の分散電源からの電気を調達するなど、再エネのほかにも環境負荷の少ない発電の普及を推進します。	
需要家に対する省エネ対策、再エネ導入等の促進	・エネルギー管理システム(HEMS、BEMS)に関する情報提供を進めます。 ・使用量の見える化と、報奨金を設けて節電を推進する料金プランを提供します。	
需要家への情報開示の取組	以下の当社HPに掲載するとともに、パンフレットに記載します。 https://www.○○○.pdf	
電源構成の開示状況	以下の当社HPにおいて開示します。 https://www.○○○.co.jp	
その他の取組		

5 電気の小売供給に伴う温室効果ガスの排出削減に関する事項

(1) 電気の二酸化炭素排出係数の実績およびその低減を図るための目標

メニュー別排出係数	単位	実績						目標
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
基礎排出係数	kg-CO ₂ /kWh	0.525						0.420
		0.215						
		0.000						
調整後排出係数	kg-CO ₂ /kWh	0.475						0.360
		0.175						
		0.000						

(特記事項) 当社はグループ会社全体で、2050年に供給する電気のゼロカーボン化を目指しており、その目標に向けて、排出係数の低減を進めるとともに、RE100に特化した供給プランの提供を進めます。

(2) 上記の目標を達成するための措置

	取組の内容	実施結果
1	再エネ由來の電力の調達を推進するとともに、天然ガスコージェネレーションや廃棄物焼却由來の未利用エネルギーの調達を進めます。 【実施期間:R3年度～、目標R8年度に調達電力の50%を再エネで、30%を未利用エネルギーで賄う】	
2	クレジット購入により調達後排出係数の低減を進めます。 【実施期間:R3年度～、目標:上記の通り】	
3		

◎ 「黄色セル」は計画策定時に、「水色セル」は報告書作成時に記入いただきます。

◎ 報告書作成時、「黄色セル」には計画策定時と同じものを記入ください。その際、軽微な変更は、赤字にするなど変更箇所が解るようにしてください。

◎ 電力メニュー別基礎排出係数の記載欄を追加しました。
(令和7年4月1日改訂)

【その他の再エネ供給拡大に向けた取組】

- CO₂ネットゼロ社会づくりに貢献すると考えられる、それぞれの取組項目について、計画期間中に実施する取組の内容を記入してください。該当する取組が無い場合、「該当なし」と記入してください。
- 本県に特化したもので無く、全国展開の事業の一環として本県でも実施いただいている取組を記入いただいても差し支えありません。
- その他の取組は、様式に記載の取組項目以外に何かあれば記入してください。
- 「実施結果」は報告書作成時に記入してください。

■ 電気の小売供給に伴う温室効果ガスの排出削減に関する事項

【CO₂排出係数の実績・目標】

- 提出前年度に供給した電気の二酸化炭素排出係数の実績（基礎排出係数、調整後排出係数）の実績を記入してください。
- 計画策定時に、目標を忘れず記入してください。
- 数値での目標設定が困難な場合、特記事項欄に文章で定性的な目標を記入し、目標欄は空欄でも差し支えありません。

※ 報告の対象となる排出係数および調整後排出係数は、温対法に基づく電気事業者ごとの基礎排出係数および調整後排出係数の算出および公表において用いられる方法により算出してください。

【目標達成のための措置・実績】

- 設定した目標の達成に向け、具体的に取り組む内容を記入してください。
- 出来る限り、実施のスケジュールや各取組の目標となる数値も記入するようしてください。
- 「実施結果」は報告書作成時に記入してください。

標準様式第4号(別紙)

記入例

非公表

(別紙) 県内への電気の小売供給量の内訳等

登録番号	A0000
事業者名	〇〇株式会社
対象年度	令和〇年度

(1) 県内への電気の小売供給量の内訳

(2) 担当者連絡先

部署名	営業課 ○○課
所在地	東京都江東区東陽○丁目○一〇
担当者名	▲▲ ▲▲
TEL	03-xxxx-▲▲▲▲
FAX	03-xxxx-■■■■■
E-mail	xxxxxx@▲▲▲.co.jp

注 第1面 4(3)および第3面 5(2)の項については、項目の数が足りないときは、項目を追加して記入することができます。

- ◎ 「黄色セル」は計画策定時に、「水色セル」は報告書作成時に記入いただきます。
 - ◎ 電力メニュー別電気の小売供給量記載欄を追加しました。
(令和7年4月1日改訂)

■ 県内への電気の小売供給量の内訳等

【電気の小売供給量実績の内訳】

- 提出前年度の業種別・電力メニュー別県内への電気の小売供給量の実績を記入してください。

○ 県内への販売量のみが報告の対象です。

【業種別の判別が困難な場合の取り扱い】

- 業種別の判別が困難な場合は、
・「特高(特別高圧)・高圧」の供給量に関しては、
「製造業」か「業務用 特高・高圧」のどちらか、低圧の供給量に関しては「業務用低圧」か「家庭用その他」のどちらか、各社の供給実態に近い欄にまとめて記入し、「特記事項」欄にまとめて記入した旨を記載してください。

《参考》一般電気事業者における主な契約形態の例

■ 産業別

【農林業・水産業】農業用電灯、農事用電力

【鉱業・建設業】臨時電灯、臨時電力、建設工事用電力、 大口業種別販売量のうち鉱業分 等

【製造業】特別高圧電力(産業用)、高圧A、高圧B 等

■ 業務用

【特高・高圧】業務用電力、事業用電力、大口その他業種向販売量、特定規模需要非製造向販売量 等

【低压】従量電灯AB、低压総合利用契約、低压電力 等

【その他】低圧季時別電力、公衆街路用電灯販売量 等

家庭用

【その他】上記以外(従量電灯AB、時間帯別電灯、季時別電灯PS、季時別時間帯別電灯、深夜電力(低圧)契約等、上記以外の主に家庭用の電力契約を含む。)

【連絡先】

- 提出する計画書、報告書の問合せ先となる連絡先を記入してください。

これは例示ですので各社の実態に近いもので記入してください。

7. その他(よくある質問)

【計画書・報告書の作成に関するここと】

■ 計画書と報告書の提出のタイミング

- ・例えば、令和6年度に滋賀県内に電気の供給実績がある小売電気事業者の場合、令和7年(2025年)4月から同年9月末までの間に計画書を提出する必要があります。
- ・また、翌年度から2025年度に設定した計画期間が満了するまでの間は、各年度1回(9月末までに)報告書のみを提出いただきます。

■ 再エネ電力供給を行っていない場合(再エネ由来の電力供給プランを準備しておらず今後も予定が無い場合)

- ・標準様式第4号(第2面)「4(1)県内への電気の小売供給量の実績」については、再エネ電力を供給していない場合も電力供給実績の記入が必要です。
- ・そのうえで、再エネ由来の電力を供給していない場合(今後もする予定が無い場合)、「特記事項」欄に再エネ電気の供給実績および予定が無い旨を記入してください。

■ 標準様式第4号(第1面)「基本方針・推進体制・これまでの取組」

- ・本県に特化した内容でなくとも、適宜、再エネ供給拡大に向けた全国での取組の基本方針、推進体制、これまでの取組内容を記入いただいて差し支えありません。
- ・また、グループ会社全体の基本方針、推進体制、これまでの取組内容を記入いただいても差し支えありません。

■ 標準様式第4号(第2面)「4(2)県内への再エネ電気供給量」に係る目標設定について

- ・例えば、3年後、5年後のように短期的な目標の設定が困難な場合、「2050年までに発電時のCO₂実質ゼロを目指す」のような中長期的な目標を「特記事項」欄に記入いただくことで数値による目標設定に代えていただいても結構です。
- ・また、都道府県別の目標設定が困難な場合、全国での取組目標を記入いただいても結構です(ただし、本県でもその取組を実施いただいている場合か、実施の予定がある場合に限ります)。

■『軽微な変更』に該当し、『変更計画書』の提出が不要な場合

- ・「軽微な変更」とは、「(第1面)基本的な方針」の変更のうち、内容の実質的な変更を伴わないもの、「(第2面)および(第3面)の取組内容、並びに(第1面)推進体制」の変更のうち、内容の実質的な変更を伴わないものをいいます。この場合、変更計画書の提出は不要です。

■『氏名等変更届出書』(規則様式第7号)の提出

- ・計画書に記載した事業者の氏名(法人にあっては名称または代表者の氏名)、住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)に変更があった場合は、条例第51条第3項において準用する条例第25条第5項の規定により、変更があった項目および内容を、「再生可能エネルギー電気供給拡大計画に係る氏名等変更届出書」(規則別記様式第7号)に記入して届け出してください。

■ 計画期間の途中に滋賀県内への電力供給が無くなった場合

- ・年度の途中で滋賀県内への電力の供給実績が無くなった場合、「供給停止の連絡」をしてください。
- ・供給停止月までの「供給量の実績」等を報告いただきます。

「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」に基づく
再生可能エネルギー電気供給拡大計画書および報告書作成マニュアル

令和7年4月

発行者：滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課